

べっぴん道路里親制度活動マニュアル

★ 活動の内容

【里親の役割】

- ① 管理区域内の空き缶や吸い殻等のゴミ収集など清掃活動
- ② 管理区域内の除草作業
- ③ 植栽や花の管理等
- ※ 収穫できるものや木は植えないでください。また高さが50cmを超えるような草花は植えないでください。(内容は協議となります)
- ④ 道路の管理に必要な情報の提供
 - イ 関連設備(ガードレール等)の破損
 - ロ 街路樹の損傷
 - ハ 道路の陥没等
- ⑤ その他道路の環境美化に必要な活動

【市の役割】

- ① 環境美化に必要な物品、用具等の可能な限りの支給又は貸与
- ② 里親表示板(アダプトサイン)の設置
- ③ ボランティア保険の加入
- ④ その他市長が必要と認める援助

【活動によるゴミについて】

- ① 紙くず、吸い殻、除草した草等燃やせるゴミは、指定ごみ袋(可燃物用)に入れて燃やせるゴミの収集日に地域の集積場に出してください。
- ② カン・ビン・ペットボトル、プラスチック製容器などは、生活環境課作成のガイドにしたがい市内のルールを守って出してください。
- ③ 回収できない廃棄物については、都市整備課までご連絡ください。
 - イ 放置自転車、自動車などの大型の廃棄物と思われるもの。
 - ロ その他処理できない廃棄物(ごみと資源の分け方・出し方を参照してください)
 - ハ 犬、猫等の動物の死がい(生活環境課清掃事務所(☎66-5353)までご連絡ください)。

【その他必要な活動】

その都度里親さんと市で協議して決定します。

★ 活動の条件

- ① 年間に6回以上活動してください。
- ② 最短で2年間活動してください。
- ③ 日の出前、日没後、雨や霧で視界の悪いときは活動を控えてください。
- ④ 交通量の多い道路では、幼児等子ども連れでの活動は行わないでください。
- ⑤ 児童・生徒の活動が主体となる場合は、責任者(保護者・教員など)の監督のもと行なってください。

★ 支給品

- ① 指定ごみ袋
- ② 清掃に必要な用具
- ※ 必要なものは、その都度ご相談ください。

★ 活動開始日

新規団体は委嘱状交付から1週間後通知、継続団体は4月末(保険の都合上)。

- ★ 活動報告書の提出
作業の実績報告を作成し、毎年3月15日までに都市整備課へ提出してください。
- ★ 傷害保険等の加入
里親の皆さんが活動中に万が一ケガをされた場合、または活動中に第三者に損害を与えてしまった場合に対処するため「ボランティア活動保険」に加入しています。
事故等が発生してしまった場合には、速やかに都市整備課までご連絡ください。
保険加入・更新のめ切は毎年3月15日です。名簿の提出が必要となります。
- ★ 里親を辞退される場合は、里親辞退届(様式第3号)を提出してください。

